

詳しいことや、そのほかの相談は市ホームページをご覧ください。



名 称	日・曜日	時 間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
生活困窮の相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	生活支援センター (市役所本館 2 階)	生活に困っている人が自立した生活を送るための相談 生活、就労、家計相談など ☎相談支援員	生活支援センター ☎(082)420-0410
不動産売買・賃貸借に関する相談	18日(火)	10:00～12:00 13:00～16:00 ※相談時間は1時間以内	市民生活課	☎弁護士・宅地建物取引士 ☎定5人／日(先着順) ☎☎電話、ファクス、窓口 (17日(月)正午まで)	広島県宅地建物取引業協会 安芸賀茂支部 ☎(082)822-7096 市民生活課 ☎(082)420-0922 ☎☎(082)426-3124
法律相談	6日・13日・20日・27日、3月6日 (いずれも木曜日)	13:00～16:00 ※相談時間は30分以内	市民生活課	☎☎弁護士 ☎定12人／日(抽選) ☎☎当日受付(8:30～9:00に電話またはファクス、窓口) ※相談は原則年度内1回限り	市民生活課 ☎(082)420-0922 ☎☎(082)426-3124 ※ファクスで申し込む場合、必ず電話番号やファクス番号を明記してください。
登記・法律相談 (相続・成年後見など)	5日・12日・19日 (いずれも水曜日)	10:00～12:00 ※相談時間は30分以内		☎☎司法書士 ☎定8人／日(先着) ☎☎当日受付(8:30～9:30に電話またはファクス、窓口)	
消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:30～12:00 13:00～17:00	消費生活センター (市役所北館 1 階窓口)	消費者と事業者間の契約トラブルに関する相談 ☎☎消費生活相談員	消費生活センター ☎(082)421-7189 ※受付は16:30まで
お昼の消費生活相談	月～金曜日 ※祝日を除く	11:00～13:00	—	消費生活センター受付時間外の相談 ☎☎国民生活センター職員など	国民生活センター ☎(03)3446-0999 消費者ホットライン ☎188
休日の消費生活相談	土日祝日	10:00～16:00			
心配ごと相談・行政相談	西条会場 4日(火)	13:00～16:00	市役所本館 2階201会議室	【心配ごと相談】 ☎☎心配ごと相談員 (民生委員・児童委員)	[心配ごと相談] 東広島市民生委員 児童委員協議会 ☎(082)493-5621
	八本松会場 12日(水)	13:00～16:00	八本松地域センター		
	志和会場 20日(木)	13:00～16:00	志和出張所		
	高屋会場 25日(火)	13:00～16:00	高屋西地域センター		
	黒瀬会場 3日(月)	9:00～12:00	黒瀬支所南庁舎5階第3会議室	【行政相談】 ☎☎国の行政に関する要望や相談 行政相談委員	[行政相談] 中国四国管区 行政評価局 ☎(082)228-6173
	福富会場 12日(水)	13:00～16:00	福富保健福祉センター		
	豊栄会場 18日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター		
	河内会場 27日(木)	13:00～16:00	河内保健福祉センター		
特設人権相談	安芸津会場 21日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター	☎☎人権擁護委員	東広島竹原人権擁護委員協議会 ☎(082)423-7752
	志和会場 20日(木)	13:00～16:00	志和出張所		
	黒瀬会場 3日(月)	9:00～12:00	黒瀬支所南庁舎5階第3会議室		
	豊栄会場 18日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター		
	河内会場 18日(火)	9:00～12:00	河内保健福祉センター		
常設人権相談	安芸津会場 21日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター		
	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	広島法務局東広島支局	☎☎法務局職員、人権擁護委員	広島法務局東広島支局 ☎(082)423-7707
ひがし広島法律相談センター	毎週水曜日 (変更になる場合あり)	13:00～16:00	市民文化センター 研修室 3 (サンスクエア 2 階)	☎☎広島弁護士会 ☎☎有料 ☎☎電話(休業日を除く9:30～16:00)	ひがし広島法律相談センター ☎(082)421-0021
公正証書による遺言・契約書等の作成	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～12:00 13:00～17:15	東広島公証役場 (サンスクエア 4 階)	☎☎公証人 ☎☎電話	東広島公証役場 ☎(082)422-3733

— 教えて！消費生活 —

☎消費生活センター☎(082)421-7189

実在する事業者をかたり未納料金を請求する詐欺に注意

(独)国民生活センターの相談事例を紹介します

【相談】大手通信会社グループの事業者を名乗り「1年間電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きを取る。守秘義務があるので誰にも話さないように」と電話があった。コンビニで電子マネーを購入するように言われ、店員に聞かれた場合は「自分で使う」と答えるよう指示され、30万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。翌日も電話があり、5万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。その後も追加で50万円分購入するようにと電話があり、おかしいと思った。

【アドバイス】実在する事業者を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求される電話があっても、言われるまま支払ってはいけません。知らない番号や非通知からの電話は「出ない」「話を聞かない」「かけ直さない」ようにしましょう。コンビニなどで電子マネーを購入するように指示し、番号を教えさせる方法は全て詐欺です。不明な点がある場合は、実在する事業者の正式な問い合わせ窓口を家族や周りの人とともに調べて問い合わせてください。

☑都合により日程を変更することがありますので、お問い合わせください。

名 称	日・曜日	時 間	相談会場	相談員・申込方法など	問い合わせ
県民相談	月～金曜日 ※祝日を除く	9:00～17:00	県生活センター (県庁農林庁舎 1 階)	離婚、相続、近隣トラブル、交通事故などに関する相談 ☎☎県民相談員	県民相談窓口 ☎(082)223-8811
家庭児童相談 児童虐待相談 DV 相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	こども家庭課	☎☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員・女性相談員	こども家庭課 ☎(082)420-0407
	上記以外		—	—	市役所当直室 ☎(082)422-2111
家庭児童相談	水曜日 ※祝日を除く	10:00～17:00	子育て・障がい 総合支援センター はあとふる (市民文化センター)	☎☎家庭相談員兼母子・父子自立支援員	はあとふる ☎(082)493-6072
障がい者・障がい児相談	月～土曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	子育て・障がい 総合支援センター はあとふる (市民文化センター)	☎☎相談支援コーディネーター	はあとふる ☎(082)493-6073
障がい者虐待相談	月～金曜日 ※祝日を除く	8:30～17:15	障がい福祉課	☎☎障がい福祉課職員	障がい福祉課 ☎(082)420-0180
	上記以外（障がい者虐待通報のみ）		—	—	市役所当直室 ☎(082)422-2111
こころの相談室	月・火・木・金曜日	9:00～16:00	医療保健課	個別相談 ☎☎精神保健相談員 ☎☎電話	医療保健課 ☎(082)420-0936
精神科医による 精神保健相談	13日(木)	13:30～15:30	県西部東保健所 2 階 保健相談室	個別相談 ☎☎精神科医 ☎☎2 日前までに電話	県西部東保健所保健課 ☎(082)422-6911(代)
自殺予防電話相談	年中無休	24時間	—	—	広島いのちの電話 ☎(082)221-4343 よりそいホットライン ☎0120-279-338
広島地域若者 サポート ステーション 「若者交流館」	4日・18日・25日 (いずれも火曜日)	13:00～17:00	市民文化センター 研修室	就職にあと一歩が踏み出せない人、人間関係が苦手で辞めてしまった人などの相談 ☎☎自己理解、自己表現、コミュニケーション演習、応募書類作成や面接練習など ☎☎15～49歳（保護者の相談も可） ☎☎要予約	広島地域若者 サポートステーション 「若者交流館」 ☎(082)511-2029
働く女性の相談室	15日(土)	13:30～14:30 14:30～15:30	市民文化センター	仕事上の悩み（セクハラ、パワハラ、家庭との両立）や、働きたい女性の相談 ☎☎要予約 ☎☎8 日(土)	エスポワール／ 男女共同参画推進室 ☎☎☎(082)424-3833
ボランティア相談窓口	第 2 ・ 4 水 ・ 土曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	市民文化センター ボランティア活動 支援センター	☎☎ボランティアコーディネーター	ボランティア 活動支援センター ☎(082)424-9590
	火・木曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	生涯学習課	☎☎生涯学習相談員	生涯学習課 ☎(082)420-0979
不登校サポート 「親の会」	第 3 水曜日 ※祝日を除く	13:30～15:00	西条フレンドスペース (市民文化センター)	☎☎電話	西条フレンドスペース ☎(082)421-8494
児童青少年相談	教育相談	水・木・土・日曜日 ※祝日を除く	10:30～12:00 13:00～16:30	☎☎教育相談員	児童青少年総合相談室 ☎(082)422-3749
	カウンセラー相談	火・金曜日 ※祝日を除く	13:00～16:00	☎☎臨床心理士 ☎☎電話または窓口 (開館日の10:30～16:30)	
	子育て相談	火・水・木・金・日曜日 ※祝日を除く	10:30～12:00 13:00～16:30	☎☎児童厚生員	

Free of Charge

がいくじんそうだんまどぐち
外国人相談窓口・Information and Consultations・Salão de Comunicação・外国人咨询窗口・Dịch vụ tư vấn

	言 語	曜 日	時 間	場 所	問い合わせ		
Daily Life Consultations Consultas Diversas 生活 咨 询 Tư vấn cuộc sống 生 活 相 談	English 英語	Mondays, Tuesdays, Wednesdays, Thursdays, Fridays【月～金】 Saturdays 【土】 Sundays 【日】	9:00～17:00 9:00～13:00 13:00～17:00	市 民 文 化 セ ン ター コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン コ ー ナー	Communication Corner Salão de comunicação コミュニケーションコーナー ☎(082)423-1922 (公財)東広島市教育文化 振興事業団 ☎(082)424-3811 🌐https://www.hhface.org/ wp/corner/ 		
	Português ポルトガル語	Quartas,Sábados 【水、土】	9:00～13:00				
	中文 中国語	星期一、二、日【月、火、日】 星期六【土】	9:00～13:00 13:00～17:00				
	Tiếng Việt ベトナム語	Thứ Năm 【木】 Chủ Nhật 【日】	9:00～13:00 13:00～17:00				
	日 時	内 容					
	8 日(土) ①13:00～②14:00～ ③15:00～	弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳あり。 1 週間前までに予約が必要。 相談時間は約40分。					
Legal Consultations Consulta Jurídica 法 律 咨 询 Tư vấn pháp luật 法 律 相 談				市 民 文 化 セ ン ター 研 修 室			